

認可申請書(事業承継(譲渡、合併、分割)または相続)及び添付書類一覧

提出部数: 正本1部、副本2部

様式番号	書類の名称	譲渡	合併	分割	相続	備考
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	—	—	—	
第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)	○	○	○	—	
第22号の7	合併認可申請書	—	○	—	—	
第22号の8	分割認可申請書	—	—	○	—	
第22号の10	相続認可申請書	—	—	—	○	
第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)	—	—	—	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	—	<注1>
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	○	<注2>
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	<注3>
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	<注4>
	身分証明書	○	○	○	○	<注4>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	□	□	□	□	<注5>
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	□	□	□	□	
別紙一	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	<注5>
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	
	組織図	□	□	□	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	<注6>
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	
第9号	実務経歴証明書	○	○	○	○	<注7>
	卒業証明書	○	○	○	○	<注8>
第10号	指導監督的実務経歴証明書	○	○	○	○	
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	<注9>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注10>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注11>
	定款	【法人】	○	○	○	—
第14号	株主(出資者)調書	【法人】	○	○	○	—
第15号	貸借対照表	【法人】	○	○	○	○
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	【法人】	○	○	○	○
第17号	株主資本等変動計算書	【法人】	○	○	○	○
第17号の2	注記表	【法人】	○	○	○	○
第17号の3	附属明細書	【法人】	○	○	○	○
第18号	貸借対照表	【個人】	○	○	○	○
第19号	損益計算書	【個人】	○	○	○	○
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	<注12>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	
	譲渡・合併・分割契約書	○	○	○	○	<注13>
	株主総会若しくは社員総会の議事録等	【法人】	○	○	○	<注14>
	戸籍謄本若しくは除籍謄本	【個人】	—	—	—	○
	相続人同意書	【個人】	—	—	—	○

・「第7号と別紙」もしくは
 ・「第7号の2と別紙一、別紙二、組織図」のいずれかの提出で可

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 相続の場合はこの様式が別紙一となります。
- 注3 相続の場合はこの様式が別紙二となります。
- 注4 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(3ヶ月以内に発行されたものに限り)
- 注5 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注6 認可日から2週間以内に提出
- 注7 指定学科卒業+実務経験や10年以上の実務経験等、証明が必要な場合のみ提出してください。
- 注8 指定学科卒業+実務経験の場合のみ提出してください。
- 注9 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注10 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注11 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注12 登記事項証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限りです。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。
- 注13 新設分割の場合は、分割計画書
- 注14 譲渡、合併、分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類